

公 示

佐々町放課後児童健全育成事業の委託について、佐々町財務規則第61条の規定を準用し、次のとおり公告する。

令和3年11月10日

佐々町長 古 庄 剛

佐々町放課後児童健全育成事業委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領（佐々学童保育）

I 目的

この要領は、佐々町放課後児童健全育成事業の委託を実施するために、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、佐々町内の学童保育の運営に最も適切な事業者を選定することを目的とする。

II 委託業務の概要

1 業務名

佐々町放課後児童健全育成事業実施業務（以下「本業務」という。）

2 事業内容

（別紙1）佐々町放課後児童健全育成事業委託仕様書（佐々学童保育）（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 募集小学校区

佐々小学校区

4 履行期限

令和4年4月1日～令和7年3月31日

5 見積限度額

本プロポーザルでの提案額は、12,183千円以内とする。

ただし、プロポーザルの提案額を本見積限度額で除した率を落札率とし、令和4年度から令和6年度の国補助基準額に乗じたものを各年度の基本額とする。

なお、提案額に積算する項目は、仕様書に記載した内容にて算定される子ども子育て支援交付金交付要綱別紙「放課後児童健全育成事業（特定分）」に係る、基本額、開所日数加算額及び長時間開所加算額（長期休暇分）とする。

6 事業規模

募集小学校区における年間の事業規模は下記のとおりである。（令和3年度の国庫補助基準額を参考とし、令和4年度の事業規模を算出）

・佐々小学校区

町委託料＝①＋②＋③＋④ ※②～④は実績に応じ、国庫補助基準額のとおり加算する。

①基本額＝12,183千円×落札率（本プロポーザル提案額÷12,183千円）

②障害児受入推進事業加算

③放課後児童支援員等処遇改善等事業加算

④放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業加算

保護者負担金＝5千円×36名（仮定）×2単位×12月

Ⅲ 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

Ⅳ 参加事業者の募集

（1）募集方法

佐々町ホームページにおいて公募する。

（2）参加資格

応募する小学校区において、佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「条例」という。）に基づいた事業ができ、次の要件をすべて満たすもの。

- ①学童保育業務又は子育て支援に係る業務若しくはこれに類する社会福祉事業の運営実績を有すること。
- ②参加申込日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- ③参加申込日において、法令に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- ④参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤参加申込日において、佐々町から指名停止を受けていないこと。
- ⑥参加申込日において、自己の不渡手形又は不渡小切手により、銀行当座取引を停止されていないこと。
- ⑦法人の代表者又は役員が、佐々町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第1号及び第2号の規定に該当する者（以下「暴力団等」という。）に該当し、その経営に実質的に関与している法人でないこと。
- ⑧法人の代表者又は役員が、自己又は他人に違法又は不当な利益を図る目的や不当な被害を加えるなどの目的をもって、暴力団等を利用する法人でないこと。
- ⑨暴力団と関係を持ちながら、資金を提供するなどして暴力団等の維持運営に協力又は関与している法人でないこと。
- ⑩国税又は地方税を滞納していないこと。

V 応募手順およびスケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 公示 | 令和3年11月10日(水) |
| (2) 応募申請書受付期間 | 令和3年11月10日(水)～令和3年11月17日(水) |
| (3) 提出書類受付期間 | 令和3年11月10日(水)～令和3年12月1日(水) |
| (4) 質疑期間 | 令和3年11月10日(水)～令和3年11月24日(水) |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和3年12月上旬～12月中旬 |
| (6) 事業者内定・通知 | 令和3年12月中旬 |
| (7) 事業開始 | 令和4年4月1日(金) |

VI 提出書類等

1 提出に係る留意事項

- (1) 申請に当たっては、以下の書類を住民福祉課へ提出すること。
- (2) 提出書類については、原則として締切日期限以降の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出後に辞退する場合は、提出書類受付締切日までに申し出ること。

2 提出書類

- (1) 応募申請関係書類
 - 様式1：佐々町放課後児童健全育成事業委託に係る応募申請書
 - 様式2-1：応募申請団体の概要書
 - 様式2-2：法人(団体)役員等一覧
- (2) 佐々町放課後児童健全育成事業実施計画書
 - ※応募する各学校区の単位ごとに作成すること。
 - 様式3：事業概要
 - 様式4：事業方針
 - 様式5：支援員等(予定)一覧
 - 様式6：年間行事計画
 - 様式7：佐々町放課後児童健全育成事業収支予算書
(様式8：質問票)
- (3) 「Ⅲ応募資格要件等の1(10)」に係る証明書(申請日以前、3か月以内に発行された国税又は地方税の滞納のない証明書)
- (4) 登記事項証明書(法人のみ)(申請日以前、3か月以内に発行されたもの)
- (5) 印鑑証明書(法人のみ)(申請日以前、3か月以内に発行されたもの)
- (6) 定款、寄附行為等

※上記の書類を基に参加資格要件を満たすものであるかを確認し、参加資格確認結果通知書により認定又は不認定を全事業者に通知する。なお、本通知についてはあらかじめ連絡した後、別途郵送する。

3 書類に係る留意事項

- (1) 申請書等の用紙の大きさは日本工業規格のA4とする。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、前記以外についても認める。

- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、委託事業者選定以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は、選定作業に必要な範囲内で複製をするとともに、委託事業者決定後の公表等において全部又は一部を使用する場合がある。また、提出された書類の内容については、公開する場合がある。
- (5) 企画提案書作成のために町から受領したすべての資料は、町の了解なく公表、使用することを認めない。
- (6) 申請書の提出に必要な経費は、すべて応募者の負担とする。

VII 応募手続き

1 応募申請書受付期間

令和3年11月10日(水)から令和3年11月17日(水)まで

(ただし土曜、日曜、祝日を除く、8時30分から17時15分まで)

以下のとおり、規定の応募書類を各受付期間中に提出すること。

2 書類の提出

(1) 応募申請関係書類

応募の意思表示として、VIの1(1)に定める書類を1の応募申請書受付期間中に提出すること。

①提出部数 各1部

②提出要領

VIの2に記載された順番で、クリップ等で綴じ、提出様式毎にインデックス(「様式〇」等)を付すこと。

(2) その他の提出書類

上記以外の提出書類(VIの2(2)～(6))は以下の受付期間中に提出すること。

令和3年11月10日(水)から令和3年12月1日(水)まで

(ただし土曜、日曜、祝日を除く、8時30分から17時15分まで)

①提出部数

7部(正本1部、副本6部)

②提出要領

正本、副本ともに、VIの2に記載された順番(先に提出する(1)応募申請関係書類についても写しを入れること。正本は写しでよい。)で、1部毎に左上をホチキス、ダブルクリップ等で綴じ、提出様式毎にインデックス(「様式〇」、「定款」等)を付すこと。

(3) 提出方法

応募に必要な提出書類はVIのとおりとし、各受付期間内に事務局へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、応募申請書類、その他の提出書類ともに配達証明を付して書留郵便等により、各受付期間最終日の17時までに必着とする。

3 応募書類の入手

町ホームページからダウンロード(word、excel及びpdf様式)

4 応募に関する質問事項

受付期間：令和3年11月10日（水）から令和3年11月24日（水）17時15分まで
質問方法：様式8により事務局に FAX 又は E-mail で質問すること。

※電話による質問は受け付けない。

※E-mail による質問の件名は「**【質問票】 児童クラブ募集要領について**」とし、様式8による質問票を添付すること。

回答方法：令和3年11月26日（金）までにE-mailで行う。また、全応募者に対し周知が必要と判断した質問・回答については、全応募者に対して周知を行う。

5 応募の無効

次の場合は応募を無効とする。

- ①応募書類に虚偽の記載があった場合。
- ②応募や選定審査を妨害するなど手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合。
- ③選定に係る町職員等に対して、便宜の提供等を目的とした接触があった場合。

VIII 選定方法及び委託先事業者の決定

1 選定方法

本業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、評価基準に基づく審査を行い、本業務の契約予定事業者を選定する。ただし、見積金額が業務規模を超えている場合は、その企画提案書等は審査から除外する。

※参加事業者が4社を超える場合は、選定委員会にて書類審査（主に業務実績及び見積金額）を行い、上位3社を選定の上、プレゼンテーションを依頼する。

2 審査項目

審査項目の評価基準は別紙2のとおりとする。

3 審査方法

選定委員10名全員の審査項目ごとの点数の総合得点で競う方法により行う。

ただし、評価点が10名合計の1,000点のうち700点を下回った場合は総合得点の優劣に関わらず、候補事業者として選定しないものとする。

また、参加資格要件を満たすと認定された事業者が1社であった場合は、評価得点数のみでなく選定委員会の審議により候補事業者を決定する。

4 選定委員会の開催

契約予定者を公正かつ適正に選定するために、選定委員10名で構成する選定委員会を開催する。なお、企画提案書等をもとに選定委員会が評価を行うため、参加事業者によるプレゼンテーションを実施する。

審査の日時等詳細については、受付期間終了後、応募者に通知する。

5 審査結果等の通知

審査結果及び選定結果は、すべての応募者に対して文書で通知する。また、町ホームページにも掲載を行う。なお、審査結果に関する問い合わせ及び疑義については受け付けない。

6 委託事業者が決定できなかった場合

上記VIIに記載している応募期間内に応募者がなかった場合及び、審査の結果、すべての応募

者が委託事業者として不適格と判断され、委託事業者が決定できなかった小学校区があった場合は、別途、町が委託事業者としてふさわしい団体を選定し、決定することがある。選定結果等については、決定後、町ホームページ等で周知を行う。

IX 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載がある場合
- ③審査に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ④その他、不相当と認める場合

X その他

- (1) 委託事業者決定後、委託開始までの間に応募要件を満たさなくなった場合は、選定結果を取り消す。
- (2) この要領に定めがない事項については、別途佐々町の指示によるものとする。

XI 事務局

佐々町役場 住民福祉課 福祉班（放課後児童健全育成事業担当）

住所：〒857-0392 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2

電話：(0956)62-2101 FAX：(0956)62-3178

E-mail：fukushi@saza.nagasaki.jp